

学術シンポジウム等の助成に関する規程

平成 23 年 7 月 16 日理事会・総会承認
平成 27 年 7 月 25 日理事会・総会承認

(総則)

1. 日本農学アカデミーは、その事業として相応しい学術シンポジウム及びその他の行事等（以下「学術シンポジウム等」という。）の助成を行うことができる。

(助成内容)

2. 助成内容は、共催・協賛・後援についての日本農学アカデミーの名義使用及び経費の補助とする。

(経費補助)

3. 1 件あたりの経費補助は 3 万円を上限とする。

(助成対象)

4. 日本学術会議が行う学術シンポジウム等で、日本農学アカデミーの助成対象として相応しいもの。
5. 上記以外の団体が行う学術シンポジウム等で、日本農学アカデミーの助成対象として相応しいもの。

(助成の決定)

6. 助成の決定は役員会が行う。
 - (1) 助成の申請があった場合、会長はメール稟議等で役員にその可否を問うものとする。
 - (2) 助成の決定には、役員数の 1/2 以上の賛成を要する。

ただし、経費の補助を伴わないもので、日本学術会議が行う学術シンポジウム等の共催・協賛・後援等については、その可否を会長が決定することができる。その場合、会長は遅滞なく役員会にその旨報告しなければならない。

(助成の申請)

7. 助成の申請は日本農学アカデミー事務局に下記の事項を記載した申請書（書式は自由）を提出するものとする。
 - (1) 学術シンポジウム等の概要（趣旨、プログラム、開催日時・場所等を含む）
 - (2) 希望する助成内容（共催・協賛・後援の別、経費補助の希望の有無と希望額）
 - (3) 主催者（あるいは団体）名と連絡先、経費の補助を希望する場合は、振込先情報等
 - (4) 他の共催・協賛・後援者（あるいは団体）名（助成金の支払い）
8. 助成金の支払いは、日本農学アカデミー事務局より、指定された口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

9. 助成の対象となったシンポジウム等が実施されなかった場合は速やかに助成金の返還を求めらるものとする。